

滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会設置要綱

(目的および設置)

第1条 多様化・高度化する福祉ニーズに対応できる質の高い人材の確保と福祉サービスの安定的な提供体制の確立を目指し、「滋賀県介護職員人材育成指針」に基づき、研修提供体制の整備と人材の確保・育成・定着の一体的な推進に連携して取り組むため、「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本協議会は、次の各号の事項について検討・協議を行う。

- (1) 事業所規模に応じた具体的な人材育成推進の方策
- (2) 研修効果を高める方策
- (3) 各事業所における人材確保、人材育成・定着を図る効果的な取り組み
- (4) 介護職員の確保対策にかかる具体的事業
- (5) 部会の設置および運営に関する事
- (6) その他必要と認められる事項

(構成)

第3条 本協議会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者および関係団体の者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 介護福祉士養成施設関係団体
- (3) 介護サービス事業者関係団体
- (4) 介護福祉関係専門職関係団体
- (5) 介護職員研修実施団体
- (6) 国関係機関
- (7) 市町
- (8) 滋賀県

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 本協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、本協議会の議長として会議の進行を行う。

4 副会長は、会長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長（以下「医療福祉推進課長」という。）が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、本協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 委員は、やむを得ない理由により協議会に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(部会の設置)

第7条 本協議会は必要に応じて、部会を設置することができる。

(事務)

第8条 本協議会の運営に必要な事務は、滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、医療福祉推進課長が会長と協議のうえ別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年6月5日から施行する